

書面添付制度をご存知ですか？

書面添付制度とは、書面添付制度（税理士法 33 条の 2）と意見聴取制度（同法 35 条）を総称したもので、税理士の存在意義を飛躍的に高めて、平成 14 年 4 月 1 日より新たにスタートしました。

< 税理士の力量が問われる制度です >

〔 1 〕 書 面 添 付 制 度 の 目 的

書面添付制度の目的

1、税理士は、独立した公正な立場から、租税に関する納税義務の適正な実現を図ること。

申告書の作成に関し、計算、審査、整理、相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付し、計算、調査および指導した内容を具体的に明確に表明するものです。

2、税務行政の円滑化および簡素化を図ること。

社会的使命を持つ税理士の権利を拡充し、ひいては適正な申告に対する調査の簡略化を行い、税務行政の円滑化・簡素化を図ることです。

意見聴取制度の目的

1、意見聴取により疑問点を解消させることにより、調査省略につなげようとするものです。

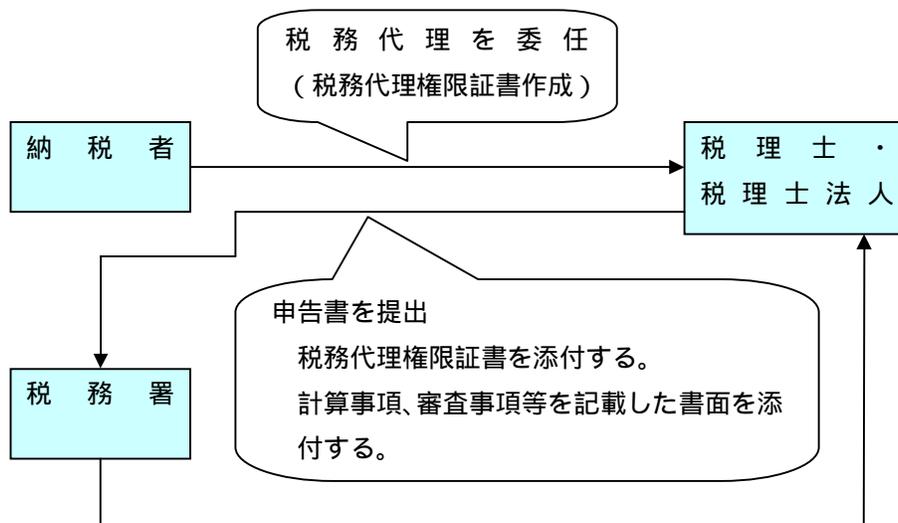
税務当局は調査の事前通知をする前に、税理士に意見を述べる機会を与え、意見聴取の結果、疑問点が解消されれば、税理士に対して調査に移行しない旨を口頭で連絡することになっています。

2、調査に移行した場合でも、疑問点が明確に表されていないから、調査がスムーズに効率よく行われ、調査の簡素化が図れます。

納税者にとっても、税務調査に対する精神的な負担が大幅に緩和されるものと思われます。

納税者の精神的な負担が緩和される

〔 2 〕 書面添付制度の概要



< 意見聴取 >

- 1、事前通知前の意見聴取（添付書類要件 上記 および ）
税務職員は、あらかじめ事前通知を行ったうえで調査を行う場合には、添付書面に記載された事項に関して、税理士または税理士法人に意見を述べる機会を与えなければなりません。
ただし、納税者に対する事前通知を予定しない調査については適用されません。
- 2、更正処分前の意見聴取（添付書類要件 のみ）
更正処分を行う場合で、その更正処分の基因となる事実について添付書面に記載があるときは、税理士または税理士法人に意見を述べる機会を与えなければなりません。
- 3、不服申し立てに係る調査の意見聴取(添付書類要件 のみ)
租税についての不服申し立てに係る事案について調査する場合には、その不服申し立てに関して税務代理権限を提出している税理士または税理士法人に意見を述べる機会を与えなければなりません。

〔 3 〕 事前通知前の意見聴取の効用

税理士の意見を尊重

1、事前通知前の意見の聴取は、税務の専門家である税理士の意見をより尊重し、税務行政の円滑化・簡素化を図るためにあります。

意義のある税理士の権利の拡充ですから、適正な申告に努めより積極的に意見を陳述し、納税者の負託に応えることが、税理士としての一つの役目でもあります。

意見聴取の方法

1、税務当局より事前通知予定日の1～2週間前に、税理士に対して意見聴取を行いたい旨の連絡が口頭であります。

原則として、税理士が税務署に出向いて意見聴取に応じます。(納税者の同席はできません。)

意見聴取の内容

1、税務職員は、意見聴取に当たって顕著な増減項目、会計処理方法の変更事項、相談に応じた事項等について、個別のおよび具体的に質疑を行うなど、意見聴取の機会の積極的な活用に努めることとされています。

2、税理士は、疑問点の解消を行うために、各種資料を集め、より積極的に意見の陳述をすることが必要です。

意見の陳述は、計算、整理した事項の書類の確認の仕方、変更等があった場合にはその理由、相談に応じた事項の指導の内容等について、具体的に正確に述べる必要があります。

意見聴取の結果

1、意見聴取の結果、質疑が解消され、それ以上調査をする必要がないと認められた場合には、税理士に対して調査に移行しない旨の連絡を口頭ですることになっています。

2、質疑が解消されない場合には、調査に入ることになります。

しかし、意見聴取により問題点が明確になっていますから、調査はスムーズに効率よく行われ、調査日数の短縮化を行うことが可能になります。

納税者にとっては、精神的な負担が大幅に解消されるものと思われれます。